

グラウト技能者能力評価基準

令和2年3月27日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、グラウト技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 能力評価基準の策定主体

一般社団法人 日本グラウト協会

2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、グラウト技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、グラウト技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③グラウト技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有するグラウト技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、地盤改良工事であるグラウト工事※に従事する建設技能者を対象とする。具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「特殊作業員」（01）小分類「ボーリング工」（08）・「グラウト工」（10）・「地盤改良工」（13）、大分類「土木一般世話役」（25）小分類「土木一般世話役」（01）とする。本基準に基づき能力評価を受けた技能者を「グラウト技能者」と称する。

※：グラウト工事とは、都市における建設工事に伴う地盤改良や、ダム・山岳トンネル工事等における止水・補強を注入系地盤改良工法により施工するもので、その工法は薬液注入工法、高圧噴射攪拌工法（ジェットグラウト工法）、セメント系注入工法（岩盤注入工法）等である。

これらの工法は、施工の目的と地盤の特性などに合わせて必要な注入材料や施工方法が選定され、工事毎に最も適したものが選択されている。また、注入に用いる注入材料には多くの種類があり、必要に応じて数種類の材料を組合せて使うことを

基本としている。

4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

グラウト工事についての基礎知識を有するとともに、グラウト工事の安全な施工方法を身に付け、指示を受けながらグラウト工事の個別作業の補佐ができる。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

グラウト工事の複数の工程で施工ができ、一つの作業を責任もって担当することができる。

レベル3：職長として現場に従事できる技能者

グラウト工事に関する作業管理、品質管理、工程管理及び安全管理ができ、工法、技術等について元請監理者と協議し、作業手順を組立て、技能者に指示、伝達、調整等を行い、一連の作業ができる。

レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録グラウト基幹技能者等）

高度なグラウト工事に関する熟達した作業能力を持ち、効率的な現場管理ができる。また、工事全体の計画・管理業務に参画し、他の職種との調整等の総合的な管理ができる。工法、技術等については、元請監理者等に提案ができる。

5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職種のうち大分類「特殊作業員」小分類「ボーリング工」・「グラウト工」・「地盤改良工」、大分類「土木一般世話役」小分類「土木一般世話役」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

(1) レベル4の基準

【考え方】

就業日数について、熟達した作業能力、効率的な現場管理ができるマネジメント

能力を身につけるために必要な実務経験は、登録グラウト基幹技能者講習の受講要件において、実務経験が10年以上とされていることを踏まえて設定。

保有資格については、熟達した作業能力、効率的な現場管理ができるマネジメント能力を身につけた「登録グラウト基幹技能者」を設定。また、卓越した作業能力をもって業界の発展に寄与したことが認められた「優秀施工者国土交通大臣顕彰の受賞者」についてもレベル4として認める。

職長としての就業日数については、登録グラウト基幹技能者講習の受講要件である職長経験3年以上を設定。

【基準】

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日（10年）以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

- ・登録グラウト基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）
- ・優秀施工者国土交通大臣顕彰

イ) (2) の②及び(3) の②に定める資格（レベル3及びレベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が645日（3年）以上であること。

(2) レベル3の基準

【考え方】

就業日数及び保有資格については、グラウト工事に関する作業管理、品質管理、工程管理及び安全管理ができ、工法、技術等について元請監理者と協議し、作業手順を組立て、技能者に指示、伝達、調整等を行い、一連の作業ができるために必要となる経験年数及び資格を設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,505日（7年）以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) を満たしていること。

ア) 職長・安全衛生責任者教育（職長教育を含む）に加え、以下に掲げる資格のいずれかを保有していること。

- ・ 1級又は2級土木施工管理技士（2級の種別：「薬液注入」・「土木」）
- ・ ジェットグラウト技士
- ・ 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰

イ) (3)の②に定める資格（レベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が215日（1年）以上であること。

(3) レベル2の基準

【考え方】

就業日数については、基礎的な工学的知識に加えて、経験による技能知識習得の期間として645日（3年）以上に設定する。

保有資格については、中堅技能者（一人前の技能者）として従事するために代表的な作業である「ボーリング工」で、ボーリング作業に必要な「ボーリングマシンの運転特別教育」を設定する。また、作業内容によって必要となる「特定化学物質等作業主任者技能講習」、「玉掛け技能講習」、「低圧電気取扱業務特別教育」、「小型移動式クレーン運転技能講習」等のうちいずれかを取得することを求める。

【基準】

①及び②を満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が645日（3年）以上であること。

②保有資格

ボーリングマシン運転特別教育に加え、以下に掲げる資格のいずれかを保有していること。

- ・ 特定化学物質等作業主任者技能講習
- ・ 小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ 玉掛け特別教育又は玉掛け技能講習
- ・ 低圧電気取扱業務特別教育

(4) レベル1の基準

【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、グラウト技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

7. その他

グラウト技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録グラウト基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものと取り扱う。

【別表】 レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が 2,150 日（10 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録グラウト基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 ・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格 	職長としての就業日数が 645 日（3 年）以上であること。
レベル3	就業日数が 1,505 日（7 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●1 級又は 2 級土木施工管理技士 ●ジェットグラウト技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	職長又は班長としての就業日数の合計が 215 日（1 年）以上であること。
レベル2	就業日数が 645 日（3 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーリングマシン運転特別教育 ●特定化学物質等作業主任技術者技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●玉掛け特別教育又は玉掛け技能講習 ●低圧電気取扱業務特別教育 	/
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可